

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
◎高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年11月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第78号

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和40年高知県規則第83号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第21条において」を「以下」に改める。
別記第30号様式の2を次のように改める。

第30号様式の2（第20条関係）

（裏表紙）

備 考

1 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などにご相談ください。

2 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。

3 この手帳を万が一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。

4 写真を貼付していない手帳は、公共交通機関の割引等のサービスが受けられない場合があります。写真を貼付した手帳に変更したいときは、再交付を申請してください。

5 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。

6 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

（表表紙）

障 害 者 手 帳

高 知 県

（内面左）

障害者手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

3 cm

4 cm

高知県
第 号
障害等級 級

年 月 日 交付
氏名 年 月 日 生
高 知 県 公 印

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第 種

（内面右）

有効期限

（更 新）

年 月 日

（更 新）

年 月 日

（更 新）

年 月 日

再交付年月日

年 月 日

等級変更年月日

年 月 日

現住所

現住所

現住所

（注意）縦10cm×横7cmを標準とすること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第30号様式の2による手帳については、この規則による改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第30号様式の2の規定にかかわらず、当分の間、知事が別に定めるところによりこれを取り繕って使用することができる。